

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 11 月 29 日 (金) 第 571 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 広域連合の規約の変更の許可 (市町村課取扱い) 1
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) (障害福祉課取扱い) 1
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (障害福祉課取扱い) 2
 ○地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 2
 ○道路の区域の変更 (2件) (道路維持課取扱い) 3
 ○令和6年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 4

告 示

鹿児島県告示第787号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の規約の変更について、令和6年11月19日付けで許可した。

令和6年11月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第788号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年11月29日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
きりしま内科リハビリクリニック	霧島市隼人町松永一丁目36番地	令和5年10月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第789号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年11月29日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
くるる薬局	鹿児島市真砂本町27番1	令和5年10月1日	精神通院医療
ドレミ薬局	始良市西餅田72番7	令和5年10月1日	精神通院医療

有限会社寛調剤薬局	鹿屋市吾平町麓186番地 3	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
-----------	----------------	--------------------	--------

鹿児島県告示第790号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社 P R O	西之表市西町 36	訪問看護ありがとう鹿児島支店	鹿児島市泉町 12-20	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
合同会社ユメカケル	鹿児島市中山町1965番地 1	こころケア訪問看護ステーションフクキタル	鹿児島市中山町1965番地 1	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
医療法人健仁会	いちき串木野市大里3869番地 6	医療法人健仁会訪問看護ステーションほがらか	いちき串木野市大里3816番地 1	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第791号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
マゼンタ薬局	鹿児島市山下町 9 番 1 号チャイムズビル 4 F	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
加世田しんあい薬局	南さつま市加世田東本町 9 番 1	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
すみれ薬局	日置市伊集院町郡二丁目66番	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
おかだ薬局	伊佐市大口上町 2 番地10	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局西餅田店	始良市西餅田106番地 6	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療
西原調剤薬局	鹿屋市西原一丁目23- 2	令和 5 年 10 月 1 日	精神通院医療

鹿児島県告示第792号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 6 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
指宿市	令和 4 年 10 月 3 日から 令和 5 年 10 月 1 日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市湊一丁目、湊二丁目、湊三丁目、湊四丁目及び大牟礼一丁目の各一部	令和 6 年 11 月 19 日
指宿市	令和 5 年 1 月 27 日から 令和 5 年 10 月 1 日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市十二町の一部	令和 6 年 11 月 19 日
指宿市	令和 5 年 1 月 10 日から 令和 5 年 10 月 1 日まで	地籍図及び地籍簿	指宿市十二町の一部	令和 6 年 11 月 19 日
奄美市	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 2 月 19 日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市笠利町大字須野、笠利町大字屋仁及び笠利町大字宇宿の各一部	令和 6 年 11 月 19 日
奄美市	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 6 日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市住用町大字摺勝、住用町大字山間及び住用町大字見里の各一部	令和 6 年 11 月 19 日
錦江町	令和 4 年 5 月 1 日から 令和 6 年 3 月 5 日まで	地籍図及び地籍簿	錦江町田代麓の一部	令和 6 年 11 月 19 日
南大隅町	令和 4 年 7 月 1 日から 令和 6 年 2 月 6 日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町佐多馬籠及び佐多伊座敷の各一部	令和 6 年 11 月 19 日
南大隅町	令和 4 年 7 月 1 日から 令和 6 年 2 月 6 日まで	地籍図及び地籍簿	南大隅町佐多伊座敷の一部	令和 6 年 11 月 19 日
肝付町	令和 4 年 6 月 1 日から 令和 5 年 12 月 21 日まで	地籍図及び地籍簿	肝付町新富及び後田の各一部	令和 6 年 11 月 19 日
中種子町	令和 4 年 4 月 22 日から 令和 6 年 1 月 31 日まで	地籍図及び地籍簿	中種子町増田の一部	令和 6 年 11 月 19 日
中種子町	令和 4 年 4 月 12 日から 令和 6 年 1 月 31 日まで	地籍図及び地籍簿	中種子町坂井の一部	令和 6 年 11 月 19 日
南種子町	令和 4 年 5 月 1 日から 令和 6 年 2 月 9 日まで	地籍図及び地籍簿	南種子町茎永の一部	令和 6 年 11 月 19 日
大和村	令和 4 年 8 月 30 日から 令和 6 年 2 月 21 日まで	地籍図及び地籍簿	大和村大字大棚の一部	令和 6 年 11 月 19 日
瀬戸内町	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 12 月 20 日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町大字渡連及び大字清水の各一部	令和 6 年 11 月 19 日
瀬戸内町	令和 4 年 6 月 13 日から 令和 5 年 12 月 20 日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町大字管鈍の一部	令和 6 年 11 月 19 日
喜界町	令和 4 年 7 月 27 日から 令和 6 年 2 月 19 日まで	地籍図及び地籍簿	喜界町大字赤連及び大字小野津の各一部	令和 6 年 11 月 19 日
徳之島町	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 2 月 9 日まで	地籍図及び地籍簿	徳之島町亀津の一部	令和 6 年 11 月 19 日
天城町	令和 4 年 4 月 20 日から 令和 6 年 2 月 20 日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字当部の一部	令和 6 年 11 月 19 日
天城町	令和 4 年 4 月 20 日から 令和 6 年 2 月 20 日まで	地籍図及び地籍簿	天城町大字西阿木名の一部	令和 6 年 11 月 19 日
伊仙町	令和 4 年 10 月 17 日から 令和 6 年 2 月 21 日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町大字喜念の一部	令和 6 年 11 月 19 日

鹿児島県告示第793号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 11 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	葛輪瀬戸線	出水郡長島町山門野字穴之迫3952番1地先から同町山門野字大島3864番1地先まで	前	9.8~36.3	440.0
			後	11.6~37.7	440.0
			後	9.6~56.1	440.0
		前後	9.9~30.2	580.0	
		出水郡長島町山門野字虎山1690番1地先から同町山門野字穴之迫3951番7地先まで	後	10.5~54.6	580.0

鹿児島県告示第794号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 6 年 11 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	長島宮之浦港線	出水郡長島町平尾字迫5608番6地先から同町平尾字母良木204番10地先まで	前	14.0~16.4	25.0
			後	13.0~14.6	25.0

鹿児島県告示第795号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和 6 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 6 年 11 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
一般曹候補生
- 2 募集期間
令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 1 月 9 日まで
- 3 試験期日
 - (1) 第 1 次試験（筆記試験及び適性検査）
令和 7 年 1 月 14 日から同月 18 日のうち指定する 1 日
 - (2) 第 2 次試験（口述試験及び身体検査）
令和 7 年 2 月 5 日から同月 8 日のうち指定する 1 日
- 4 応募資格
 - (1) 採用予定月の 1 日現在、18 歳以上 33 歳未満の者
 - (2) 32 歳の者は、採用予定月の末日現在において、33 歳に達していない者
- 5 試験場

試験場の名称	試験場の位置
陸上自衛隊川内駐屯地	薩摩川内市冷水町字上床539番地 2

鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49
(予備：陸上自衛隊国分駐屯地)	霧島市国分福島二丁目4番14号

6 その他

詳細については、自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号099－253－8920）に問い合わせること。